



外務省

亞北第545号

昭和37年2月7日

法務省民事局第五課長 殿

外務省アジア局北東アジア課長

旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の
寄託金に関する件

現在行なわれている日韓会談の一般請求権小委員会において、韓国側は、終戦直後帰国した韓国人が持帰り金の制限のため、旧在日本朝鮮人連盟に総額 54550.000 円を寄託したがその後日本政府により朝連が解散され、同寄託金は供託されていると承知しているので、その返還を請求すると主張している。については貴課において保管中の旧朝連関係記録を調査の上、上記寄託の事実が存在するや否や、存在する場

外 務 省

合その金額につき回答していただければ幸甚で
す。

本信写送付先 大蔵省理財局外債課

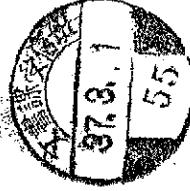
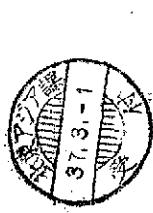
大日本帝國
文書

法務省民事会甲第四号

昭和三十七年二月二十八日

法務省民事局第五課長

星智



外務省アジア局

北東アジア課長 前田利一 殿

旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の
寄託金に関する件

本月七日付函北第五四五五号をもつて照会のあつた標記の件については、当課保管中の記録に基づき調査した結果を左記のとおり回答します。

記

終戦直後帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額五千四百五十五万円を寄託した事実は、当局保管の記録上では認められない。

したがつて、右金円を日本政府が供託した事実もない。

なお、旧在日本朝鮮人連盟所屬の財産であつた預貯金は、二百七十七万一千三百七十二円二十一銭、現在は、四十万七千四百二十四円一銭であつて、右合計三百十七万八千七百九十六円二十二銭が国庫に帰属したことが記録上認められる。

追つて、右のほか解散団体に指定された旧在日本朝鮮民主青年同盟の所屬財産であつた預貯金六千九百三十二円七十四銭、現在九千五百一円九十六銭、右合計一万六千四百三十四円七十銭が国庫に帰属していることが認められるから念のため。

回覧番号
05911
函北



外務省

亞北第37号

昭和37年2月15日

労働省職業安定局長 殿

外務省アジア局長

日韓会談の請求権問題に關し
協力方依頼の件

客年10月12日付外務事務次官発貴省事務
次官あて亞北會第3772号をもつて御連絡し
た本件に關し、日韓会談の一般請求権小委員会
においては、目下韓国側請求各項目に關する関
係資料の照合作業を行なつているところ、朝鮮
人の内地移住労務者の実態の把握は資料亡失等
の理由により甚だ困難な事情にある次第ではあるが、
請求権交渉における本件の重要性にかん
がみ、貴局長の格段の御協力を得たく、特に、

昭和14年より昭和20年に至る間の朝鮮人内地移住労働者について、その自由募集、官あつせん及び徴用の別による人員ならびに終戻時における現在員数、できればその間ににおける年次別の推移の実態さらに名簿についても亟急調査をお願いする。

本信写送付先 大蔵省理財局長



極秘

外務省

亞北第89号

昭和37年2月15日

警察庁警備局外事課長 殿

外務省アジア局北東アジア課長

移入朝鮮人労務者数把握に
關し協力方依頼の件

現在行なわれている日韓会談の請求権交渉において、昭和14年より終戦にいたる間に内地に集団移入した朝鮮人労務者に対する補償問題が極めて重要な項目としてとりあげられているが、日本側としては、本件労務者の実態把握が極めて困難な事情にあるところ、旧内務省警保局編「特高月報」には本件計数がかなり詳細に記載されている趣きである。

については、昭和19年および昭和20年分の

外 務 省

同月報につき至急御調査の上、当方へ短期間貸
与せられるようお取り計らい願いたく、よろし
くお願いする。

本信写送付先 大蔵省理財局外債課



外務省

亞北第44号

昭和37年2月27日

労働省労働基準局賃金課長 殿

外務省アジア局北東アジア課長

帰国朝鮮人労務者未収金に関する件

現在行なわれている日韓全面会談の一般請求権小委員会の討議において、韓国側は、第2次大戦終了後帰鮮した朝鮮人労務者等の未収金として237百万円を請求し、右請求額は、1946年4月22日付在京韓国代表部宛総司令部外交局書簡（別添1）に明示されている金額であると説明している。

一方、1949年12月21日付総司令部宛大蔵省書簡（別添2）は、本件金額として同額

外 務 省

237百万円を報告しているが、同書簡4項Cにおいて労働省所管の未収金として総額~~410.843.254円53銭~~を計上、その内訳として次のとおり記している。

俸給および手当(供託済)	4582401円54
郵便貯金	2450428円03
銀行預金	13465円49
有価証券	55448円57
未払金	96741.510円90
計	110843254円53

については、貴省において、上記計数の根拠、及び提示の経緯につき、至急調査の上回答ありたくこの段お願いする。

なお、上記大蔵省書簡には、労働省数値に関しては労働省より総司令部に対し別途報告が提出されている旨記載されているので御参考まで。

本信写送付先 大蔵省理財局外債課